

2025 年度中四国都市学会総会

日 程：2025 年 9 月 6 日（土）13 時 00 分から

会 場：出雲市民会館

議 題：1. 事業報告

2. 決算報告

3. 事業計画

4. 予算案

5. 次期会長・役員等について

会長

役員：庶務（事務局）・集会・会計

監査 2 名

日本都市学会理事 3 名（支部会長理事・支部選出理事・会務担当理事）

6. 会則の一部改正ならびに細則の制定について

7. その他

2025 年度中四国都市学会 総会報告

日時：2025 年 9 月 6 日（土）13：00～

場所：出雲市民会館 302 研修室

議事：議題 1 賛成多数で承認

議題 2 賛成多数で承認

議題 3 賛成多数で承認

議題 4 賛成多数で承認

議題 5 次期（2026-2027 年度）役員として以下を賛成多数で承認

会長：豊田哲也（日本都市学会 支部会長理事）

庶務・集会：川瀬正樹（日本都市学会 会務担当理事）

会計：北川博史（日本都市学会 支部選出理事）

監査（2 名）：次年度当初に次期会長が選出し、理事の承認を得て就任

議題 6 資料のうち、以下を修正して承認

中四国都市学会細則案（案）

第 1 条

「中四国都市学会第 1 条に」を「中四国都市学会第 2 条に」に修正

第 2 条

「会員管理等担当」を「庶務・集会担当」に修正

中四国都市学会 庶務（事務局） 川瀬正樹

2024年度決算

【収入】

	予算	決算
会費※1	195,500	205,000
予備費(大会積立金)	80,000	80,000
前年度からの繰越金※2	509,325	509,325
利息など		116
合計	784,825	794,441

※1 2024年4月末45人(個人会員44、団体会員1) 納入率85%で計算
 $(5,000 \times 44 + 10,000 \times 1) \times 0.85 = 195,550$

※2 昨年度確認された余剰金219,180円を含む。

【支出】

	予算	決算	備考
日本都市学会へ ※3	149,600	149,600	
事務費(封筒、タックシール、振込用紙印字サービス料)	5,000	4,093	領収書番号4、振込払出明細票
郵送費	10,000	3,612	領収書番号7
理事会派遣旅費	40,000	0	
大会開催費	30,000	30,000	領収書番号8
謝金	25,000	2,000	領収書番号5、6
予備費(大会積立金)	80,000	80,000	
振込手数料など	1,200	750	領収書番号3、ゆうちょ口座通帳3件
HPレンタルサーバー・ドメイン利用	11,000	10,582	領収書番号2、請求書番号Y1
HP構築費	5,000	5,000	領収書番号1
合計	356,800	285,637	

※3 2024年3月末45人(個人会員44、団体会員1)、 納入率85%で分担金額が確定 $4,000 \times (45-1) \times 0.85 = 149,600$ 、
2023年度会員数訂正により2024年度は1人減で本部へ納入することです承済み

収入	794,441
支出	285,637
次年度への繰越金	508,804

【資産】

学会資産(2024年3月31日現在)

ゆうちょ銀行	256,410
ゆうちょ銀行振替口座	110,000
広島銀行	90,181
現金	52,213
合計	508,804

2025年度予算案

【収入】

	予算
会費※4	191,250
予備費(大会積立金)	80,000
繰越金	508,804
合計	780,054

※4 2024年4月末44人(個人会員43(新井会員が退会したため)、団体会員1)、
納入率85%で計算、 $(5,000 \times 43 + 10,000 \times 1) \times 0.85 = 191,250$

【支出】

	予算
日本都市学会へ ※5	149,600
事務費(封筒、タックシールなど)	5,000
郵送費	10,000
理事会派遣旅費	20,000
大会開催費	30,000
謝金	10,000
予備費(大会積立金)	80,000
振込手数料など	1,000
HPレンタルサーバー・ドメイン利用	11,000
支出合計	316,600
次年度への繰越金	463,445
合計	780,045

※5 2025年3月末44人(個人会員43、団体会員1)、納入率85%で分担金額が確定、 $4,000 \times 44 \times 0.85 = 149,600$

次期中四国都市学会理事（2026-2027）

川瀬正樹

川田 力

北川博史

作野広和

平 篤志

寺谷亮司

豊田哲也

藤塚吉浩

山下博樹

由井義通

中四国都市学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、中四国都市学会と称し、日本都市学会中四国支部を兼ねる。

第2条 本会の事務局の設置場所は、会長が委嘱する。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、都市に関する研究調査を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するため、下の事業を行う。

- 1、都市の研究調査
- 2、研究会、大会、見学及び講座の開催
- 3、都市研究に対する奨励並びに援助
- 4、機関紙その他刊行物の発行
- 5、内外研究団体との連絡
- 6、都市に関する資料の収集並びに保管
- 7、その他理事会が適当と認めた事項

第3章 会員

第5条 都市またはこれに関する事項の研究調査に従事する者は本会の会員となることができる。

第6条 本会の会員は下の2種類とする。

- 1、普通会员
- 2、特別会員

第7条 普通会员は、理事会の承認を経て入会するものを以てし、特別会員は、本会に対して功労ある者及び特に財政上の援助をなした個人または団体について、理事会の承認を得て推薦したものを以てする。

第8条 会員は、毎年度総会の定めるところにより、会費を納めなければならない。会費を長期間滞納する場合は理事会において退会させることができる。

第9条 会員は、研究会、大会並びに機関紙においてその研究を発表し、その他大会の事業に参加することができる。

第4章 機関

第10条 本会に下の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、理事 10名
- 3、監査 2名

理事及び監査は、別に定める選挙規則によりこれを選ぶ。理事は、理事会を組織し、本会の運営にあたる。理事会の議事は出席理事の3分の2以上の賛否によって決定する。庶務・集会・会計担当の理事は会長が理事の中から推薦し、理事の過半数の承認を得て就任する。監査は会長が選出し、理事の承認を得て就任し、会計及び会務の執行の状況を監査する。

会長は理事会にて互選し総会で承認する。会長は本会を代表し日本都市学会中四国支部長を兼

ねる。

会長、理事及び監査の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠の理事及び監査の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第11条 会長は、毎年1回会員の総会を開催しなければならない。

第12条 会長は、必要の場合、臨時集会を招集することができる。

第13条 総会の議事は、出席会員の3分の2以上の賛否によって決定する。

第14条 理事会は、随時会長これを招集する。

第6章 会計

第15条 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。普通会员の会費は年額5,000円とする。特別会員（団体会員）の会費は1口10,000円とする。

第16条 毎年度予算及び決算は総会の議を経なければならない。

第17条 本会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第7章 会則の変更

第18条 本会則を変更するには総会の議を経なければならない。

附則

第19条 本会則は昭和37年10月17日より施行する。

第20条 本会の運営は、本会則に定めるもののほか、中四国都市学会細則の定めるところによる。

(昭和58(1983)年9月 一部改正)

(平成13(2001)年12月 一部改正)

(平成16(2004)年1月24日 一部改正)

(令和7(2025)年9月6日 一部改正)

中四国都市学会理事選挙規則

第1条 理事の定数は原則として10名とし、郵送または電子投票による無記名の投票によって選ぶ。

第2条 選挙は立候補によらない。

第3条 投票は会員名簿記載の会員に送付する投票用紙または投票用WEBフォームにより行う。

第4条 定数分の当選者の決定は、有効投票のうち、得票数の多い上位10名を選出する。得票同数の場合は年長順とする。

第6条 選挙事務は選挙管理委員会が管理、運営する。

第7条 選挙管理委員会は、会長から委嘱される3名の委員をもって構成する。

会長は選挙管理委員になることはできない。

第8条 投票締切期日は、選挙管理委員会においてその都度決定する。

(2004年1月24日改正)

(2024年7月6日改正)

中四国都市学会細則（案）

本会の運営は、会則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第1条 （事務局）

中四国都市学会会則第1条にもとづき、本会の事務局を

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1-1-1 広島修道大学商学部川瀬正樹研究室内に置く。

第2条 （会務担当）

中四国都市学会会則第10条にもとづき、本会に次の会務担当を置く。

1. 代表者（会長） 豊田哲也
2. 会員管理等担当 川瀬正樹
3. 会計担当 北川博史

第3条 （細則の変更）

本細則の変更は、中四国都市学会理事会で審議決定する。

附則 本細則は2025年9月6日より、これを施行する。